

建築工事等（解体工事を含む）における工事価格の端数調整の改定について

1 工事価格の算出に係る端数調整について

- ・工事価格は1,000円単位とし、1,000円未満の端数調整については、一般管理費で行うものとします。

（改定前：算出された工事価格の1,000円未満を切り捨て）

2 適用日

- ・令和3年6月1日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札から適用します。

事務担当

建設課 まちづくり整備室

TEL 0599-25-1172

FAX 0599-25-5241